

手続きチェックシート

離婚される方へ



●当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。

●協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名のうえ、届出してください。

●未成年のお子さまがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。

●調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から**10日以内**に届出をしてください。

●届出人 協議離婚：夫および妻
調停(裁判)離婚：の申立人

必要な書類が届出の日にとろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

関連する手続き

※税・社会保障関係の手続きでマイナンバーの記載が必要な場合は、**マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類**が必要です。

離婚

ご本人と確認できる書類

1点で
よいもの



個人番号カード



運転免許証



パスポート

障害者手帳
各種免許証など

2点
必要なもの

健康保険の資格確認書または健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証など



マイナンバーの通知カードは本人確認書類として認められておりません

※下記関連手続きの届出人が代理人の場合、法定代理人としての資格や代理権限が確認できる畫面、または任意代理人としての委任状などによる代理権の確認が必要です。但し、使者の場合は代理権の確認は不要です。

※代理人の方が手続きするときも、上記の代理権を確認した上で、代理人として来られた方の本人確認を行います。

離婚

離婚に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

行政サービスセンターで可能な手続きは○が記載されています

住所 戸籍

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	行政サービスセンター
住所が変わる方	住所変更(転入・転出・転居)	転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！		本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届			本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
氏が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	マイナンバーカード、住民基本台帳カードの氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		本庁1階／⑥⑦⑧ マイナンバーカード 【窓口課】 TEL:0761-76-5540	○ ○
氏が変わる方で旧氏の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります			本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
離婚後も婚姻中の氏を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でご相談ください		本庁1階／③④⑤ 戸籍届出 【窓口課】 TEL:0761-72-7880	○
氏が変わる方で、住民票の旧氏記載・変更請求される方	戸籍届出を受理してから戸籍の処理に約1週間程度かかります	・変更したい氏までわかる戸籍謄抄本及び除籍謄抄本等		本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
お子さまの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください		本庁1階／③④⑤ 戸籍届出 【窓口課】 TEL:0761-72-7880	

保険 年金

国民健康保険に加入中で、氏など保険証の記載に変更がある方		・変更前の氏名変更になる方の国民健康保険被保険者証または資格確認書 ・マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類(世帯主、届出人)		本庁1階／⑨⑩⑪ 国民健康保険のこと 【保険年金課】 TEL:0761-72-7860	○
→69歳までの方	氏名変更のあったときの手続き 新しい資格確認書または資格情報のお知らせ(後日郵送の場合あり)	・変更前の国民健康保険証兼高齢受給者証または資格確認書 ・マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類(世帯主、届出人)			○
→70歳から74歳までの方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付(後日郵送) ※令和7年7月31日までの暫定措置	・変更前の後期高齢者医療保険証または後期高齢者医療資格確認書		本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○ ○ ○
氏が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	国民健康保険の加入	資格喪失日から14日以内			
前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民年金の加入(20歳から60歳未満)	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書 ・マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類(世帯主、届出人)			
氏が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・特定疾病療養受療証など		本庁1階／⑨⑩⑪ 後期高齢者医療のこと 【保険年金課】 TEL:0761-72-7867	
年金を受給している方	年金の氏名住所変更 ※マイナンバーが「未収録」の方のみ ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	※各受付窓口でご相談ください		〈相談・お問い合わせ〉 共済年金の方は共済組合 農業者年金の方は農協	

子ども

児童手当を受給していて、受給者が変わる方(0歳～高校生)	児童手当の受給者変更 ※請求者(受給者)となる方が公務員の方は勤務先で申請してください ※お子さんと同じ住所ではない場合は、別に手続きが必要です	・マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類(請求者・配偶者・請求者と別居している対象児童) ・請求者名義の通帳の写し(公金受取口座に振込希望の方は不要)		本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856	
子ども医療費受給者証をお持ちの方で、記載内容に変更がある方もしくは、健康保険証に変更がある方(0歳～高校生)	住所、氏名、健康保険証の変更など(後日郵送)	・子ども医療費受給者証 ・対象のお子さんのマイナ保険証など資格確認のできる書類		本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
保育所・幼稚園に入園を希望する方	保育所等の入所相談	※受付窓口でご相談ください		本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856	
保育所・幼稚園に入園しているお子さまがいる方	保育所等の住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください			
ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等医療費助成の申請	※受付窓口でご相談ください			
市内小中学校に在籍するお子さまがいて、経済的な事情がある方	準要保護児童生徒就学援助申請 ※経済的な理由でお子さんの就学に困っている世帯のうち、認定された世帯に学校における経費の一部を援助します	就学援助申請書を各学校、教育庶務課で受け取り、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して在籍する学校へ提出してください。		市民会館1階 【教育庶務課】 TEL:0761-72-7975	
特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	・特別児童扶養手当受給証明書		本庁別館1階 障がい福祉のこと 【介護福祉課】 TEL:0761-72-7852	
氏が変わる方で心身障がい者の医療費受給資格をお持ちのお子さまがいる方	心身障がい者医療費受給者資格の変更	・心身障がい者医療費受給者証 ・障がい者手帳(身体・療育・精神)			

高齢

障がい

税・料金

その他

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	行政サービスセンター
氏が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更	・介護保険証		本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
氏が変わる方で障がい者手帳(身体・療育・精神)または自立支援医療受給者証をお持ちの方	各種手帳の氏名住所変更 自立支援医療受給者証の氏・住所変更	・障がい者手帳(身体・療育・精神) ・自立支援医療受給者証		本庁別館1階 障がい福祉のこと 【介護福祉課】 TEL:0761-72-7852	
氏が変わる方または加入保険が変わる方で心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	心身障がい者の医療費助成の氏・住所変更の相談・申請	・健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書 ・心身障がい者医療費受給者証			
上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話または受付窓口で手続きできます		本庁1階 水道料金お客さまセンター TEL:0761-72-7951	
税・料金などの口座を変更する方	口座振替の変更 ※市内の銀行等でも手続きできます	・預金通帳 ・通帳の届出印		本庁1階／②② 口座登録のこと 【税料金課】 〈指定金融機関〉 北國銀行／北陸銀行／福井銀行 金沢信用金庫／北陸労働金庫／郵便局 加賀農業協同組合 東日本漁業共同組合連合会石川支店 TEL:0761-72-7817	○
市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください		本庁別館2階 【建築課】 TEL:0761-72-7936	
	市営住宅の入居・同居の相談				
	市営墓地を使用している方またはその代理人	・墓地使用許可証の住所、氏名等の変更があるときは別途届出が必要です。 ・墓地使用許可証 ・新しい住民票 (変更内容が記載されたもの)		本庁別館4階 【環境課】 TEL:0761-72-7885	
	犬を飼っている方	犬の登録事項の変更	※受付窓口でご相談ください		



加 賀 市

加賀市役所（本庁）	〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 〈市役所代表電話〉0761-72-1111 〈開庁時間〉8時30分から17時15分 ※土日祝日、年末年始はお休み
加賀市行政サービスセンター (かも丸ステーション)	〒922-0423 石川県加賀市作見町ル25番地1 アビオシティ加賀内1階 〈電話番号〉0761-76-7088 〈開所時間〉月・火・木・金 9時30分～19時 土・日・祝日 9時30分～18時 ※水曜日(祝日の場合も含む)、年末年始、アビオシティ加賀休館日はお休み ※戸籍届出は平日17時15分まで(土・日・祝日は届出ができません) ※平日17時15分以降、土・日・祝日の戸籍届出は本庁の時間外窓口で提出できます (その場合、住所変更等の手続きは後日になります)